

C

令和 8 年

第 3 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 96 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	5
第 97 号議案	浜松市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について	6
第 98 号議案	アクトシティ浜松条例の一部改正について	7
第 99 号議案	浜松市浜北文化センター条例の一部改正について	9
第 100 号議案	浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	13
第 101 号議案	浜松市斎場条例の一部改正について	14
第 102 号議案	浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正について	16
第 103 号議案	浜松市火入れに関する条例の一部改正について	17
第 104 号議案	浜松市火災予防条例の一部改正について	18
第 105 号議案	浜松市消防団に関する条例の一部改正について	19
第 106 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	20
第 107 号議案	浜松市都市計画の提案に係る規模を定める条例の制定について	21
第 108 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市本庁舎本館空調設備改修工事 (機械設備工事))	22
第 109 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 (建築工事))	24
第 110 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 (電気設備工事))	26
第 111 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 (機械設備工事))	28
第 112 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 (舞台照明設備工事))	30
第 113 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市浜北温水プール解体工事)	32

第 114 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市旧南部清掃工場解体工事) ……………	34
第 115 号議案	工事請負契約締結について (浜松市北消防署引佐出張所・引佐第 3 分団伊平複合庁舎建設及び 緊急消防援助隊活動拠点施設整備工事 (建築工事)) ……………	36
第 116 号議案	工事請負契約締結について (令和 8 年度浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事) ……………	38
第 117 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立北部中学校体育館等大規模改修工事 (建築工事)) ……………	39
第 118 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立八幡中学校校舎改築工事 (建築工事)) ……………	41
第 119 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立八幡中学校校舎改築工事 (電気設備工事)) ……………	43
第 120 号議案	工事請負契約締結について (浜松市立八幡中学校校舎改築工事 (機械設備工事)) ……………	45
第 121 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度 (債務) 高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業 (国) 152 号 (池島-大原) 道路改良工事 (第 5 工区 3 号軽量盛土)) …	47
第 122 号議案	工事請負契約の一部変更について (令和 6 年度 (債務) 国県道整備国交付金事業 (社資交) (国)152 号 (浜北天竜 BP) 道路改良工事) ……………	49
第 123 号議案	物品購入契約締結について (非常用保存食 (アルファ化米)) ……………	51
第 124 号議案	物品購入契約締結について (災害用仮設トイレ (洋式・身障者対応型)) ……………	52
第 125 号議案	物品購入契約締結について (可搬式動力消防ポンプ) ……………	53
第 126 号議案	物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 2 台) ……………	54
第 127 号議案	物品購入契約締結について (小型動力ポンプ付軽積載車 (トラック型) 3 台) ……………	55
第 128 号議案	物品購入契約締結について (災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I 型CAFS) 3 台) ……	56

第 129 号議案	物品購入契約締結について (高規格救急自動車 4 台)	57
第 130 号議案	物品購入契約締結について (小中学校用電子黒板及び移動式スタンド)	58
第 131 号議案	から 第 132 号議案 まで 市道路線認定、市道路線変更について	59
第 133 号議案	令和 7 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	60
第 134 号議案	令和 7 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ...	61
第 135 号議案	公有水面埋立について	62
認 第 1 号	から 認 第 3 号 まで 令和 7 年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と 財務諸表の決算額との差異について	64

浜松市印鑑条例の一部改正について

(提案理由)

市民サービスの向上を図るため印鑑登録証明書の交付において個人番号カードを活用しているところ、在留カード等と個人番号カードの一体化等を内容とする出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード又は特定特別永住者証明書の運用が開始されたため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

個人番号カードの機能が付加された特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付を受けている印鑑登録者が、自ら窓口で印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合、印鑑登録証（市民カード）に代えて個人番号カードの機能が付加された特定在留カード又は特定特別永住者証明書の提示による交付申請を可能とするよう、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

(第 97 号議案の説明資料)

市民協働・地域政策課

浜松市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

(提案理由)

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 5 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改め、第 10 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は令和 8 年 10 月 1 日から施行するものです。

アクトシティ浜松条例の一部改正について

(提案理由)

アクトシティ浜松は、平成 6 年に建設した市民の文化の向上及び地域産業の発展を図るための産業文化総合施設であり、施設の老朽化がみられることから、アクトシティ浜松の A ゾーン（大・中ホール、コンGRESセンター）、C ゾーン（展示イベントホール）及び D ゾーン（研修交流センター、楽器博物館）の建物の長寿命化を図るため、改修工事を行っています。当該改修工事に伴い、利用料金の適正化を図るため、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

- 1 施設全般の利用料金を原則 1.5 倍に増額します。ただし、大ホールにおける「入場料を徴収する場合」の利用料金は 1.2 ～ 1.5 倍の増額とします。
- 2 大・中ホールに係る土日休日の利用料金を 1.3 倍に増額します。
- 3 施設全般の延長利用料金を 1.5 倍に増額します。
- 4 コンGRESセンター及び研修交流センターの夜間利用時間を午後 6 時～午後 10 時から、午後 6 時～午後 9 時 30 分に短縮します。
- 5 研修交流センターにおける「研修交流室」の名称を「会議室」に変更します。

条例改正前後の料金比較（一部施設抜粋）

(単位：円)

施設名称		午前	午後	夜間	全日
大ホール全部利用（平日） （入場料を徴収しない場合）	改正前	93,970	140,950	186,840	373,730
	改正後	140,960	211,430	280,260	560,600
大ホール全部利用（平日） （入場料を徴収する場合）	改正前	213,550	320,360	427,160	854,330
	改正後	256,260	448,500	640,740	1,196,060
中ホール（平日） （入場料を徴収しない場合）	改正前	48,030	72,600	96,060	192,180
	改正後	72,050	108,900	144,090	288,270
中ホール（平日） （入場料を徴収する場合）	改正前	106,750	160,180	213,550	427,160
	改正後	160,130	240,270	320,330	640,740
コンGRESセンター （21 会議室）	改正前	19,220	21,310	21,310	55,520
	改正後	27,970	31,970	27,970	79,120
展示イベントホール（平日） 全部利用	改正前	168,710	224,240	224,240	555,290
	改正後	253,070	336,360	336,360	832,940
研修交流センター （音楽工房ホール）	改正前	20,270	23,460	23,460	60,860
	改正後	30,790	35,190	30,790	87,090

(施行期日)

主な改正内容は、令和１１年１０月１日から施行するものです。

浜松市浜北文化センター条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市浜北文化センターの利用料金について、施設の大規模改修に伴う、利用料金の適正化を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

類似施設と同程度の料金基準に統一するため、利用料金を見直すものです。

1 ホール等

利用区分		利用料金（円）					
		改定前			改定後		
		9:00- 12:00	13:00- 16:30	17:30- 21:30	9:00- 12:00	13:00- 16:30	17:30- 21:30
大ホール	平日	19,800	35,640	47,520	26,400	47,520	63,360
	土日休日	23,760	43,560	57,420	31,680	58,080	76,560
小ホール	平日	5,940	9,900	12,220	7,920	13,200	16,300
	土日休日	7,920	11,880	14,650	10,560	15,840	19,540
楽屋 1 号		580	780	990	780	1,040	1,320
楽屋 2 号		780	1,020	1,320	1,040	1,360	1,760
楽屋 3 号		580	690	780	780	920	1,040
楽屋 4 号		460	550	660	620	740	880
楽屋 5 号		400	510	660	540	680	880
楽屋 6 号		580	780	990	780	1,040	1,320

利用区分		利用料金（円）			
		改定前		改定後	
		9:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30	9:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30
リハーサル室		630	310	840	420
第 1 練習室		600	300	800	400
第 2 練習室		400	200	540	260
第 3 練習室		400	200	540	260

利用区分	利用料金（円）					
	改定前			改定後		
	9:00- 18:00 (/1h)	18:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30	9:00- 18:00 (/1h)	18:00- 21:00 (/1h)	21:00- 21:30
多目的室	1,360	1,480	740	1,820	1,980	980
大会議室	1,360	1,480	740	1,820	1,980	980

利用区分	利用料金（円）	
	改定前	改定後
	1日当たり	1日当たり
楽器保管庫	210	280

2 会議室等

利用区分		利用料金（円）			
		改定前		改定後	
		9:00- 21:00(/1h)	21:00- 21:30	9:00- 21:00(/1h)	21:00- 21:30
第1会議室	生涯学習関係団体	200	100	260	120
	その他	400	200	540	260
第2会議室	生涯学習関係団体	260	130	340	160
	その他	520	260	700	340
第3会議室	生涯学習関係団体	210	100	280	140
	その他	430	210	580	280
第4会議室	生涯学習関係団体	200	100	260	120
	その他	400	200	540	260
第5会議室	生涯学習関係団体	210	100	280	140
	その他	430	210	580	280
第6会議室	生涯学習関係団体	210	100	280	140
	その他	420	210	560	280
第7会議室	生涯学習関係団体	100	50	140	60
	その他	210	100	280	140
第1和室(全面)	生涯学習関係団体	200	100	260	120
	その他	400	200	540	260
第1和室(半面)	生涯学習関係団体	100	50	120	60
	その他	200	100	260	120

(外観)



【参考】市民音楽ホールと浜北文化センターの利用料金比較

区分	施設名	ホール名	定員 (人)	平日 (1日当たりの料金)		土日休日 (1日当たりの料金)	
				利用料金 (円)	定員1人 当たりの 料金(円)	利用料金 (円)	定員1人 当たりの 料金(円)
—	市民音楽 ホール	ホール	1,406	160,760	114.34	194,510	138.34
①大規模 改修前	浜北文化 センター	大ホール	1,208	68,640	56.82	83,160	68.84
②現行 令和6年 2月議会 改正				102,960	85.23	124,740	103.26
③改定後 令和8年 9月議会 改正				137,280	113.64	166,320	137.68

(第 100 号議案の説明資料)

幼保運営課

浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市立三ヶ日保育園を廃園し、浜松市立三ヶ日こども園を設置するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正

浜松市立幼保連携型認定こども園の名称及び位置を定める別表に、浜松市立三ヶ日こども園を追加するものです。

2 浜松市立保育所条例の一部改正

浜松市立三ヶ日こども園の設置に伴い、浜松市立三ヶ日保育園を廃園することから、浜松市立保育所の名称及び位置を定める表中から、浜松市立三ヶ日保育園の項を削除するものです。

(施行期日)

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市斎場条例の一部改正について

(提案理由)

浜松斎場及び雄踏斎場の再整備に伴い、火葬等に係る運営コストの上昇や他都市の同種施設の状況を踏まえ、斎場施設の持続可能な運営のため使用料を見直し、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

市民火葬料を有料化するほか、市民外火葬料、雄踏斎場の室使用料、ペット類の死骸の火葬料の金額及び区分、併せて雄踏斎場の開館時間を、雄踏斎場西館（新館）の供用開始に合わせて改定するものです

1 火葬料（遺体及び遺骨）

(単位：円)

区分	12 歳以上		12 歳未満		死産児		遺骨	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
	—	1 体	—	1 体	—	1 体	—	1 回
死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合	無料	10,000	無料	6,600	無料	3,300	—	3,300
上記以外の場合	42,000	57,000	28,000	38,000	14,000	19,000	—	19,000

2 室使用料（雄踏斎場式場等）

改正前				改正後			
区分		単位	金額	区分	用途	単位	金額
式場	洋室	1 回	52,380 円	式場	告別式	1 回	66,000 円
	和室	1 回	41,900 円				
通夜室		1 回	20,950 円		通夜	1 回	33,000 円
霊安室		1 日	2,090 円	霊安室		1 日	11,000 円

【下表については、雄踏斎場西館の供用開始後に実施する東館（旧館）の改修工事後の運営再開時（規則で定める日）に施行】

改正前				改正後				
区分	用途	単位	金額	区分		用途	単位	金額
式場	告別式	1 回	66,000 円	東館	式場	告別式	1 回	66,000 円
						通夜	1 回	33,000 円
	通夜	1 回	33,000 円		待合室	告別式	1 回	52,800 円
						通夜	1 回	26,400 円
					霊安室		1 日	11,000 円
霊安室		1 日	11,000 円	西館	式場	告別式	1 回	66,000 円
						通夜	1 回	33,000 円
					霊安室		1 日	11,000 円

3 ペット類の死骸の火葬料

2kg 以下のもの		2kg を超え 5kg 以下のもの		5kg を超えるもの	
改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
1,250 円	1,760 円	3,140 円	4,400 円	5kg までごとに 2,090 円	5kg までごとに 4,400 円

4 開館時間の改定

告別式の用途に供する場合		通夜の用途に供する場合	
改正前	改正後	改正前	改正後
—	午前 9 時から 午後 3 時 30 分まで	終日	午後 3 時 30 分から 翌日の午前 9 時まで

（施行期日等）

この条例は、令和 9 年 6 月 1 日から施行するものです。ただし、雄踏斎場東館の使用料及び開館時間に係る規定は、規則で定める日から施行するものです。

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例について見直すほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 再受託者及び再々受託者の追加

法改正により、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例について、市町村からの受託者に加えて再受託者及び再々受託者も届出が可能となったことに伴い、条例にこれらの者を追加するものです。

2 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の場合の追加

法改正により、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に「特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物に係るもの」を規定する項が追加されたことに伴い、条例に同様の規定を追加するものです。

(施行期日等)

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものです。

浜松市火入れに関する条例の一部改正について

(提案理由)

火災予防条例が改正され、市長が林野火災に関する注意報を発することができるようになることに伴う火入れの中止要件の追加と、その他必要な文言修正のため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 火入れの中止 (第 13 条)

- (1) 火入れ中止の要件に、林野火災に関する注意報が発令された場合を追加するものです。
- (2) 火入れ中止の要件に、強風注意報に加えて、暴風特別警報及び暴風警報が発表された場合を追加するものです。
- (3) 気象庁が既に改めている「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものです。
- (4) 気象庁の表現を踏まえて、一部の気象情報について「発令」を「発表」に改めるものです。
- (5) 1 項及び 2 項の規定統一のため「とき」を「場合」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行するものです。

浜松市火災予防条例の一部改正について

(提案理由)

令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえた火災予防条例（例）（昭和 36 年 1 月 22 日付け自消甲予発第 73 号。消防庁長官通知）の一部改正に伴い、林野火災の発生を未然に防ぐため、林野火災の予防上、注意を要すると認められる気象条件に至ったときには、林野火災に関する注意報や林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を的確に発令し、市民に対して火の使用についての注意喚起等を行うことができるよう浜松市火災予防条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（条例第 29 条）

第 29 条中の火災に関する警報について、消防法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報であることを明確にするため、その旨を条文に追加するものです。

2 林野火災に関する注意報（条例第 29 条の 8）

林野火災に関する注意報として、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることを規定するものです。

また、林野火災に関する注意報が発せられたときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるとともに、区域内に在る者は火の使用の制限に従うよう努めなければならないことを規定するものです。

3 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限（条例第 29 条の 9）

消防法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発令したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることを規定するものです。

(施行期日)

この条例は令和 8 年 10 月 1 日から施行するものです。

(第105号議案の説明資料)

消防総務課

浜松市消防団に関する条例の一部改正について

(提案理由)

本年度における、消防団への入団数が固まり消防団員数が明らかになったことを受け、現状における実員数に即した定員数とするため条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例で規定する消防団員の定員数を現行の2,864人から2,560人へ改正するものです。

(施行期日)

この条例は、令和8年10月1日から施行するものです。

(第 106 号議案の説明資料)

上下水道総務課

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

地方公営企業法第 4 条に基づき「経営の基本に関する事項」として条例で規定している、「給水人口」、「1 日最大給水量」、「排水人口」について、根拠となる事業計画の更新に合わせてられるよう、規定の字句の整理を行うものです。

(改正内容)

「給水人口」、「1 日最大給水量」、「排水人口」は、水道事業、下水道事業ともに「事業計画」において数値で規定していることから、「事業計画」の更新により当該数値が変更となった場合、条例と事業計画の間で齟齬が生じないように、規定の記載を改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市都市計画の提案に係る規模を定める条例の制定について

(提案理由)

市街地再開発事業を促進し、都市機能の誘導を図るため、11月に公表予定の「浜松市容積率緩和制度の運用基準」に合わせ、容積率緩和制度を活用する際に必要な都市計画法第21の2の規定による都市計画提案について、同法施行令第15条ただし書きの規定に基づき、計画提案に係る規模を定める条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 趣旨

土地所有者等が市町村に都市計画を提案する際の規模は、都市計画法施行令第15条の規定により、0.5ヘクタール以上とされ、同条ただし書きの規定により、条例において区域または種類を限り、その規模を定めることが可能となっています。

2 区域

本条例は、都市再開発法第2条の3第2項の規定による都市再開発の方針に定める地区「再開発促進地区」を対象とします。

<再開発促進地区>

浜松駅北地区、浜松駅南地区、浜北駅周辺地区、小松駅周辺地区、天竜川駅周辺地区、高塚駅周辺地区

3 都市計画の種類、規模

本条例は、再開発促進地区における以下の都市計画について、0.3ヘクタールからの提案を可能とします。

- ・都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区
- ・同項第4号に規定する特定街区
- ・同法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業
- ・同法第12条の8に規定する高度利用型地区計画
- ・同法第12条の10に規定する街並み誘導型地区計画

(施行期日)

この条例は、令和8年11月1日から施行するものです。

(第 108 号議案の説明資料)

アセットマネジメント推進課

工事請負契約締結について（令和 8 年度浜松市本庁舎本館空調設備改修工事
（機械設備工事））

(提案理由)

浜松市本庁舎本館の空調設備は昭和 55 年に設置され老朽化が進んでいることから、
本庁舎の執務環境を良好に保つため、空調設備改修工事（機械設備工事）について、工
事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

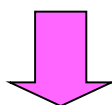
- ・ 工事場所 浜松市中央区元城町 103 番地の 2
- ・ 工事内容・規模 空調設備改修（個別空調機新設、空気調和機更新）
熱源設備改修（蓄熱槽改修）
自動制御設備改修
給水設備改修（加湿用給水設備新設）
配管、配線、ダクト、既設機器の撤去処分
上記に伴う建築工事

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 11 年 1 月 31 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度浜松 市本庁舎本館 空調設備改修 工事(機械設備 工事)	空調設備改修工事一 式 ・空調設備改修 ・熱源設備改修 ・自動制御設備改修 ・給水設備改修 ・配管、配線、ダクト、 既設機器の撤去処 分 ・上記に伴う建築工事	1,633,500,000円	制限付一 般競争入 札（総合 評価方 式）	浜松市中央区 三方原町874-5 つばい工業株 式会社 代表取締役 坪井 啓隼

所在地：浜松市中央区元城町103番地の2



工事請負契約締結について（令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事
（建築工事））

（提案理由）

アクトシティ浜松は、平成 6 年に建設した市民の文化の向上及び地域産業の発展を図るための産業文化総合施設であり、施設の老朽化がみられることから、アクトシティ浜松の C ゾーン（展示イベントホール）の建物の長寿命化を図るため、改修工事の内、建築工事について工事請負契約を締結するものです。

（工事の概要）

- ・改修地 浜松市中央区中央三丁目 1 2 番 1 号
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 4 階、地上 4 階
延床面積 29,939.25 m²

（工事期間）

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 （建築工事）	改修工事に伴う建築工事一式 ・屋上改修 ・外壁改修 ・内装改修 ・建具改修 ・地下駐車場改修 ・立体駐車場解体 他	1,502,600,000 円	制限付 一般競争 入札 （総合評価方式）	浜松市中央区神田町 1522 番地 株式会社鈴木組 代表取締役 鈴木 健司

アクトシティ浜松Cゾーン改修工事

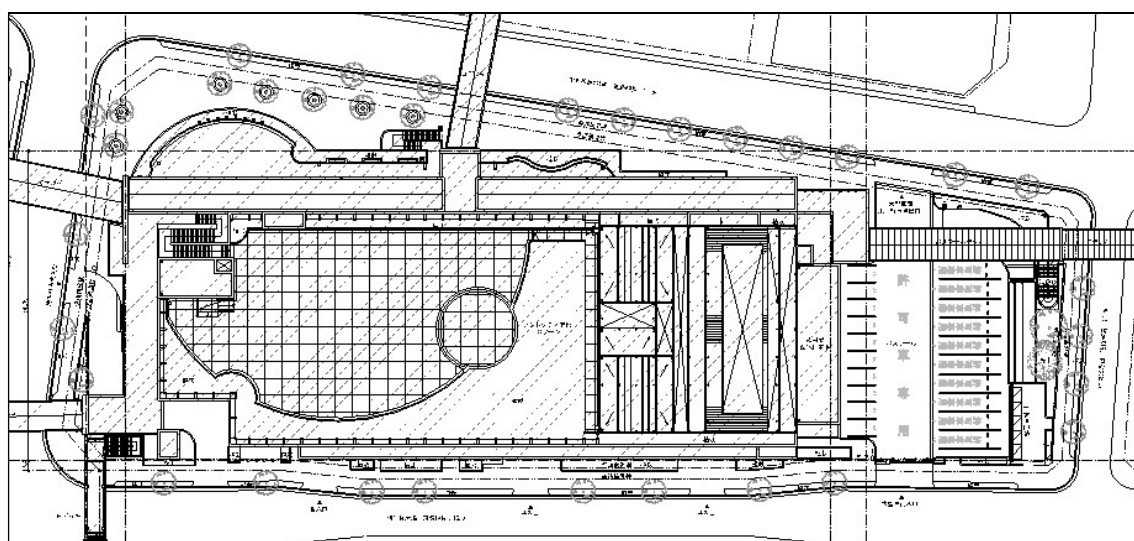
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区三丁目12番1号

【案内図】



【配置図】



工事請負契約締結について（令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事
（電気設備工事））

(提案理由)

アクトシティ浜松は、平成 6 年に建設した市民の文化の向上及び地域産業の発展を図るための産業文化総合施設であり、施設の老朽化がみられることから、アクトシティ浜松の C ゾーン（展示イベントホール）の建物の長寿命化を図るため、改修工事の内、電気設備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区中央三丁目 1 2 番 1 号
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 4 階、地上 4 階
延床面積 29,939.25 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 2 月 15 日

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事（電気設備工事）	改修工事に伴う電気設備工事一式 ・電灯設備改修 ・受変電設備改修 ・映像・音響設備改修 ・火災報知設備改修 他	946,000,000 円	制限付 一般競争 入札	浜松市中央区板屋町 111 番地の 2 浜松アクトタワー 12 階 株式会社関電工浜松営業所 所長 大野 孝之

アクトシティ浜松Cゾーン改修工事

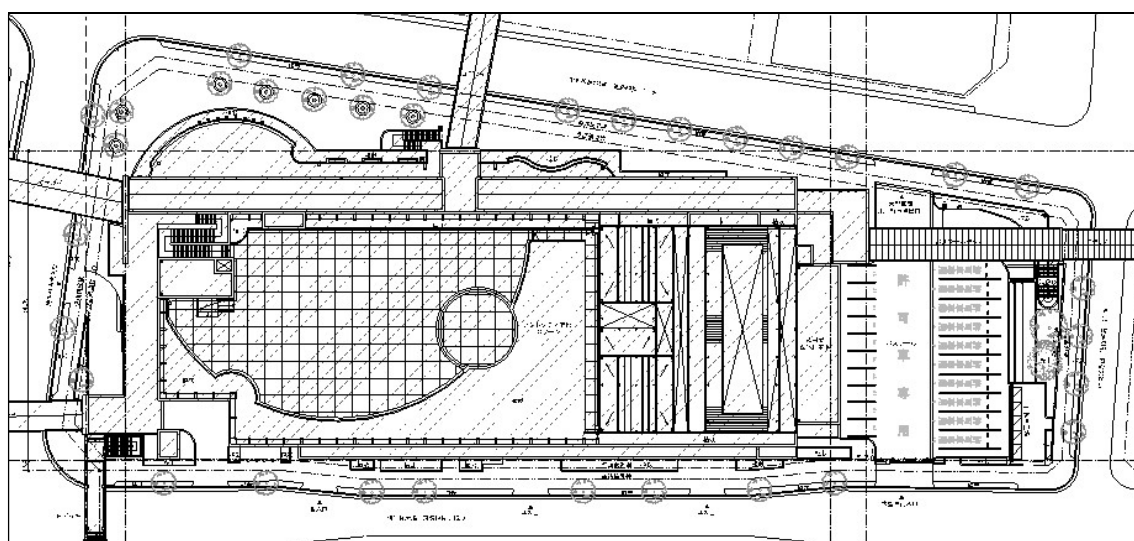
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区三丁目12番1号

【案内図】



【配置図】



工事請負契約締結について（令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事
（機械設備工事））

(提案理由)

アクトシティ浜松は、平成 6 年に建設した市民の文化の向上及び地域産業の発展を図るための産業文化総合施設であり、施設の老朽化がみられることから、アクトシティ浜松の C ゾーン（展示イベントホール）の建物の長寿命化を図るため、改修工事の内、機械設備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区中央三丁目 1 2 番 1 号
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 4 階、地上 4 階
延床面積 29,939.25 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 2 月 15 日

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 （機械設備工事）	改修工事に伴う機械設備工事一式 ・空調換気設備改修 ・給排水衛生設備改修 他	721,600,000 円	制限付 一般競争 入札 （総合評価方式）	浜松市中央区池町 220 番地の 4 日管株式会社 代表取締役社長 三輪 高太郎

アクトシティ浜松Cゾーン改修工事

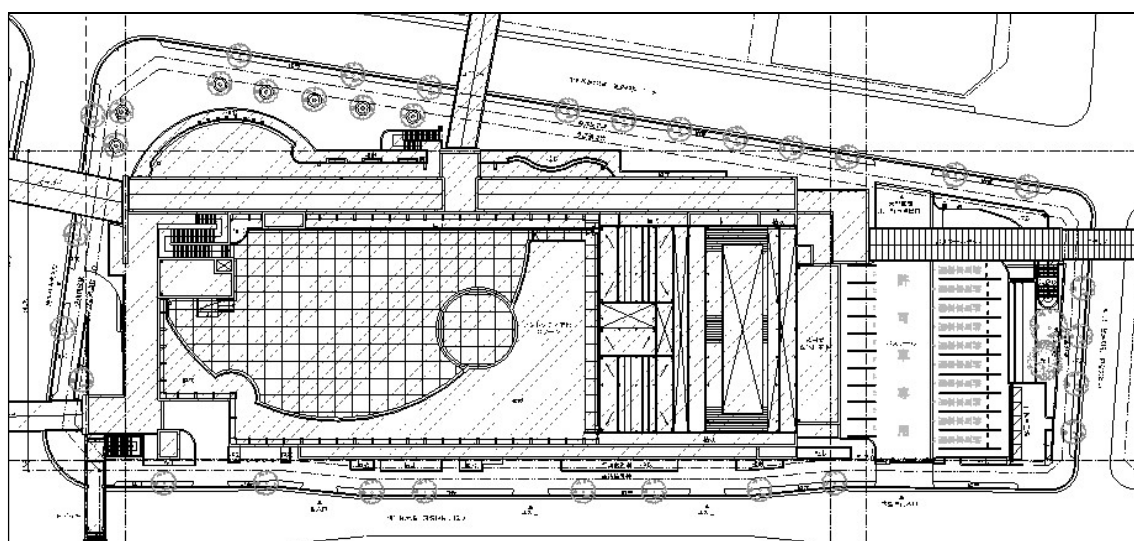
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区三丁目12番1号

【案内図】



【配置図】



工事請負契約締結について（令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事
（舞台照明設備工事））

(提案理由)

アクトシティ浜松は、平成 6 年に建設した市民の文化の向上及び地域産業の発展を図るための産業文化総合施設であり、施設の老朽化がみられることから、アクトシティ浜松の C ゾーン（展示イベントホール）の建物の長寿命化を図るため、改修工事の内、舞台照明設備工事について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・改修地 浜松市中央区中央三丁目 1 2 番 1 号
- ・構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 4 階、地上 4 階
延床面積 29,939.25 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 2 月 15 日

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 8 年度アクトシティ浜松 C ゾーン改修工事 （舞台照明設備工事）	改修工事に伴う舞台照明設備工事一式 ・展示イベントホールに設置されている舞台照明設備改修	429,000,000 円	制限付 一般競争 入札	愛知県名古屋市東区武平町五丁目 1 番地名古屋栄ビルディング 丸茂電機株式会社 名古屋営業所 所長 青山 英樹

アクトシティ浜松Cゾーン改修工事

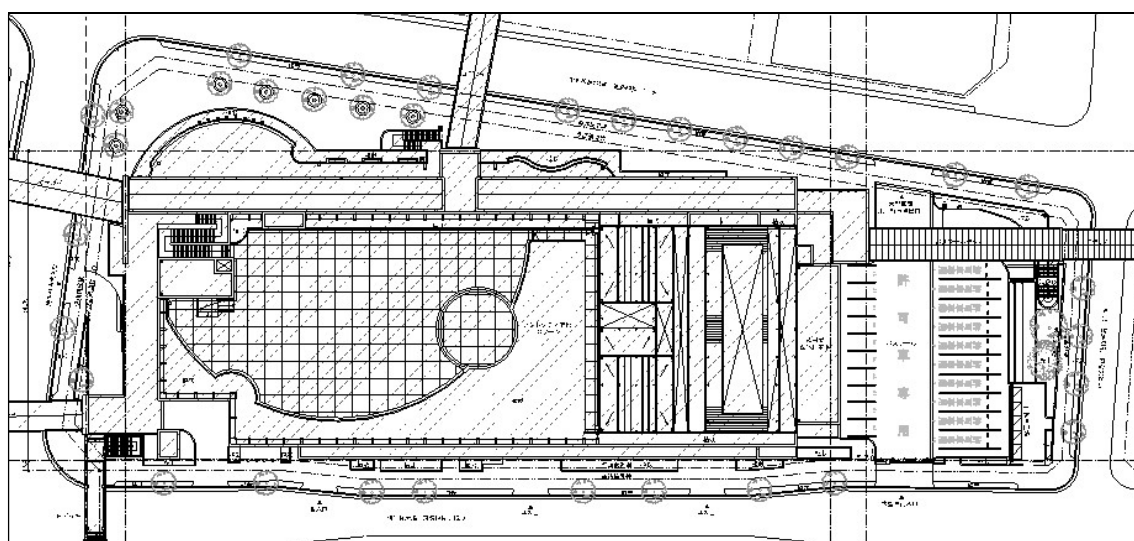
名 称：アクトシティ浜松

所在地：浜松市中央区三丁目12番1号

【案内図】



【配置図】



(第 113 号議案の説明資料)

スポーツ振興課

工事請負契約締結について（令和 8 年度浜松市浜北温水プール解体工事）

(提案理由)

令和 6 年 5 月に閉館した浜松市浜北温水プールを解体するため、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市浜名区平口 5 0 4 2 番地の 1 2 5
- ・ 規模・設備等 浜松市浜北温水プール、外構工作物
R C 造＋S 造 地上 1 階・地下 1 階建
建物延床面積 2, 2 5 8. 2 7 m²

(工事期間)

本契約成立の日から令和 1 0 年 2 月 2 5 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 8 年度 浜松市浜北温水プール解体工事	解体工事一式 ・建物敷地内の建築物、工作物、外構撤去、解体跡地整地 等 ・駐車場敷地内の工作物撤去 等 ・上記に伴う電気設備、機械設備工事 ・造成に伴う擁壁整備	500, 500, 000 円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	浜松市中央区布橋二丁目 6 番 1 号 須山建設株式会社 取締役社長 須山 雄造

(位置図)

名 称：浜松市浜北温水プール

所在地：浜松市浜名区平口5042番地の125



(建物外観)



(第 114 号議案の説明資料)

廃棄物処理施設課

工事請負契約締結について（令和 8 年度浜松市旧南部清掃工場解体工事）

(提案理由)

天竜清掃工場の稼働に伴い、令和 6 年 3 月に閉鎖した旧南部清掃工場を解体するため、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市中央区江之島町 1 7 1 5、1 7 1 6 番地
- ・ 規模・設備等 旧南部清掃工場、その他付属棟、外構工作物
S R C 造及び R C 造及び S 造地上 6 階地下 1 階
処理方式 全連続焼却方式（ストーカ方式）
処理能力 4 5 0 t / 日（1 5 0 t / 2 4 h × 3 炉）
建物延面積 1 6, 4 7 7. 7 4 m²

(工事期間)

本契約の成立の日の翌日から令和 1 1 年 1 月 3 1 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和 8 年度浜松市旧南部清掃工場解体工事	解体工事一式 ・ 本体解体工事 ・ ダイオキシン類ばく露防止対策工事 ・ アスベスト除去工事 ・ 設備解体工事 ・ その他付属棟解体工事 ・ 外構解体工事 ・ 跡地整地工事他	1, 408, 000, 000 円	制限付一般競争入札（総合評価方式）	愛知県名古屋市中区錦三丁目 4 番 6 号 東亜・鈴木組特定建設工事共同企業体 （代表者） 東亜建設工業株式会社名古屋支店 執行役員支店長 園部 宏

(位置図)

名 称：浜松市旧南部清掃工場

所在地：浜松市中央区江之島町1715番地



(建物写真)



(第115号議案の説明資料)

消防総務課

工事請負契約締結について（浜松市北消防署引佐出張所・引佐第3分団伊平複合庁舎建設及び緊急消防援助隊活動拠点施設整備工事（建築工事））

(提案理由)

浜松市北消防署引佐出張所及び引佐第3分団伊平の庁舎を複合化し、移転新設するため、工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市浜名区引佐町東黒田847番地の1（敷地面積14,866.88㎡）
- ・複合庁舎・車庫（鉄骨造平屋、延べ床面積638.55㎡）
- ・危険物貯蔵庫
- ・駐輪場
- ・外構整備（駐車場・調整池等）

(工事期間)

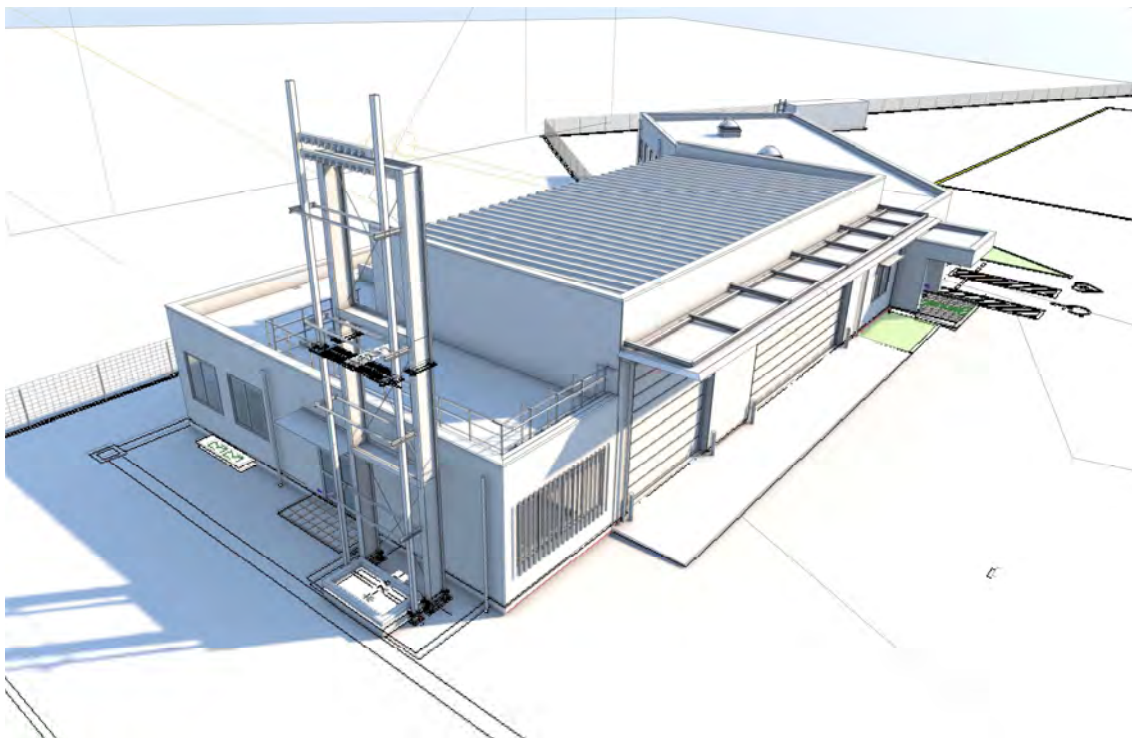
本契約日の翌日から令和10年1月28日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市北消防署 引佐出張所・引 佐第3分団伊平 複合庁舎建設及 び緊急消防援助 隊活動拠点施設 整備工事（建築 工事）	・建築工事一式 ・危険物貯蔵庫整備 ・駐輪場整備 ・外構整備	668,800,000 円	制限付一般 競争入札（総 合評価方式）	浜松市中央区中沢 町71番23号 中村建設株式会社 代表取締役 中村 仁志

(位置図)



(庁舎イメージ)



(第 116 号議案の説明資料)

情報指令課

工事請負契約締結について（令和 8 年度浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事）

(提案理由)

消防救急デジタル無線システムの耐用年数を迎える機器類を更新し、安定的な通信体制を確保するため工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中央区下池川町 1 9 番 1 号 他
- ・内容 浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事 一式

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 1 1 年 1 月 2 2 日まで

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
令和8年度浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事	浜松市消防救急デジタル無線システム再整備工事一式	1,964,655,000円	特定調達契約一般競争入札	静岡市葵区黒金町3シャンソンビル NECネットエスアイ株式会社静岡支店 支店長 犬飼 隆

工事請負契約締結について（浜松市立北部中学校体育館等大規模改修工事
（建築工事））

(提案理由)

北部中学校の体育館は昭和 47 年、武道場は平成 3 年に建設しており、施設の老朽化が著しく、浜松市小中学校施設整備計画に基づく機能改善により、生徒の安全な教育環境を確保する必要があることから、大規模改修工事（建築工事）を実施するための工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・ 場所 浜松市中央区文丘町 28 番地の 1
- ・ 規模・設備等 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 1 階建
延床面積 864.00 m²
武道場 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建
延床面積 890.95 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 1 月 14 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立北部中学校体育館等大規模改修工事 （建築工事）	建築工事一式 ・体育館大規模改修工事建具改修工事、内装改修工事他 ・武道場小規模改修工事防水・外壁改修工事、建具改修工事他	332,200,000円	制限付 一般競争 入札 （総合評価方式）	浜松市中央区有玉台1丁目9-11 赤堀産業株式会社 代表取締役 赤堀 恭一郎

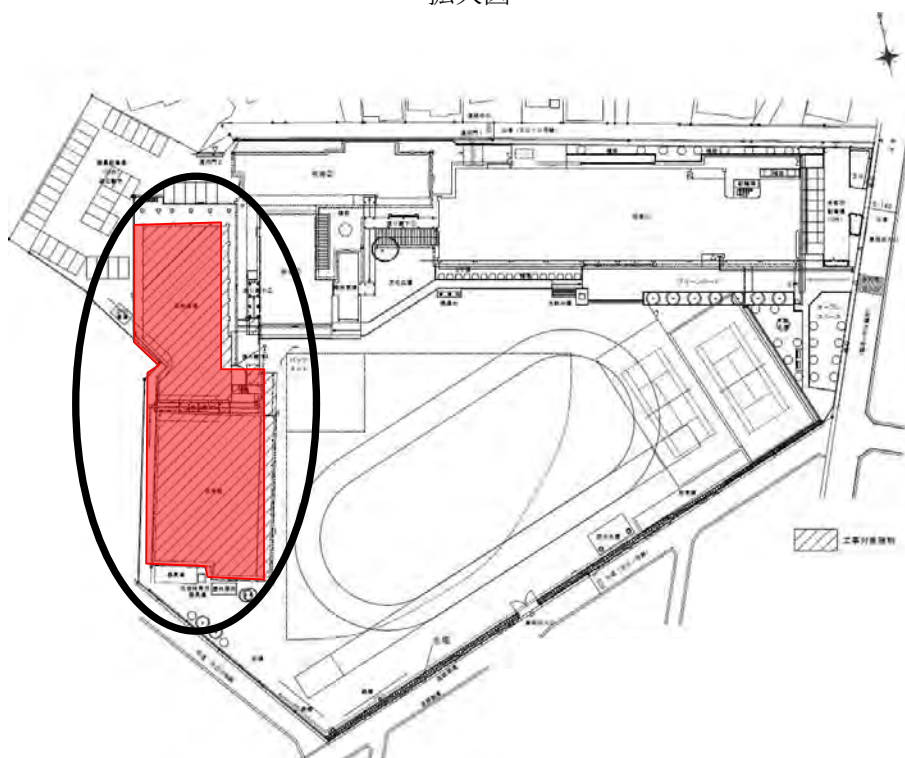
(位置図)

名 称：浜松市立北部中学校

所在地：浜松市中央区文丘町 2 8 番地の 1



拡大図



(第 118 号議案の説明資料)

教育施設課

工事請負契約締結について（浜松市立八幡中学校校舎改築工事（建築工事））

(提案理由)

当学校の主要施設は、昭和 33（1958）年築をはじめとした築 60 年超過の棟が多く、老朽化した校舎を建替えることで、将来を見据えた適正な施設機能・規模と、地域活用を見据えた施設の 2 分化を図るため、改築工事（建築工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中央区野口町 1533 番地
- ・規模・設備等 校舎棟 鉄骨造 3 階建 延床面積 5,391.42 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 6 月 30 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立八幡中学校校舎改築工事（建築工事）	校舎棟建築工事一式 ・校舎棟改築工事 鉄骨造 3 階建 延 5,391.42 m ² ・附帯建物、外構整備工事、渡り廊下設置、舗装・排水整備他	2,420,000,000 円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中央区新津町 197 番地 常盤・杉浦特定建設工事共同企業体 (代表者) 常盤工業株式会社 代表取締役 犬塚 千之

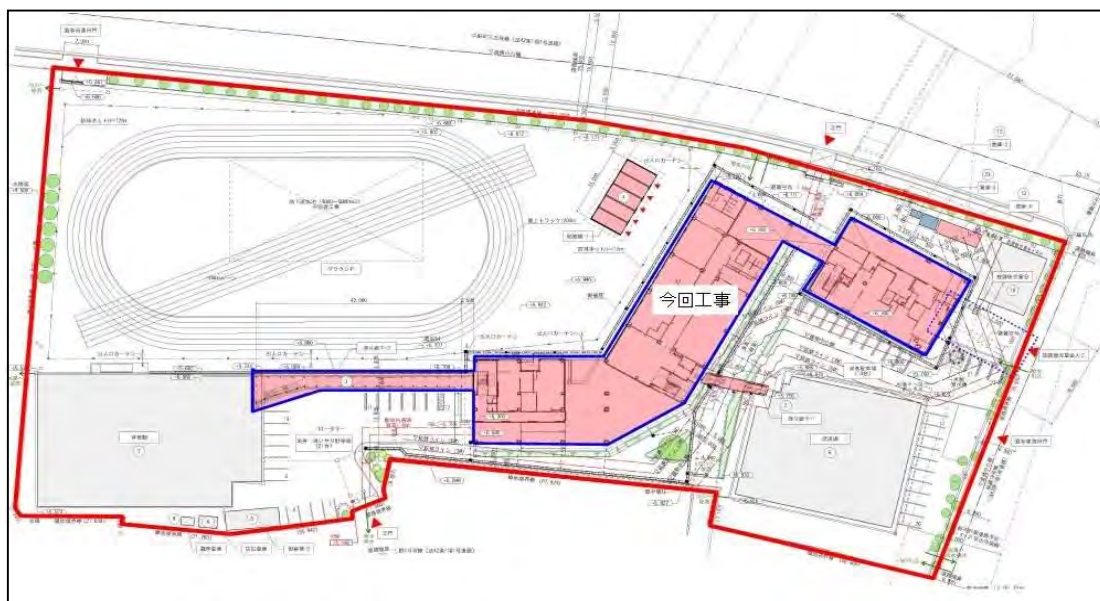
(位置図)

名 称：浜松市立八幡中学校

所在地：浜松市中央区野口町1533番地



拡大図



工事請負契約締結について（浜松市立八幡中学校校舎改築工事（電気設備工事））

(提案理由)

当学校の主要施設は、昭和 33（1958）年築をはじめとした築 60 年超過の棟が多く、老朽化した校舎を建替えることで、将来を見据えた適正な施設機能・規模と、地域活用を見据えた施設の 2 分化を図るため、改築工事（電気設備工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中央区野口町 1 5 3 3 番地
- ・規模・設備等 校舎棟 鉄骨造 3 階建 延床面積 5, 3 9 1 . 4 2 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 6 月 30 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立八幡中学校校舎改築工事（電気設備工事）	校舎棟改築工事に伴う電気設備工事一式 ・電灯、動力設備工事、受変電設備工事、弱電設備工事、その他付帯工事	374,000,000円	制限付一般競争入札 （総合評価方式）	浜松市中央区植松町1467-5 株式会社前島電気工業社 代表取締役社長 前嶋 純

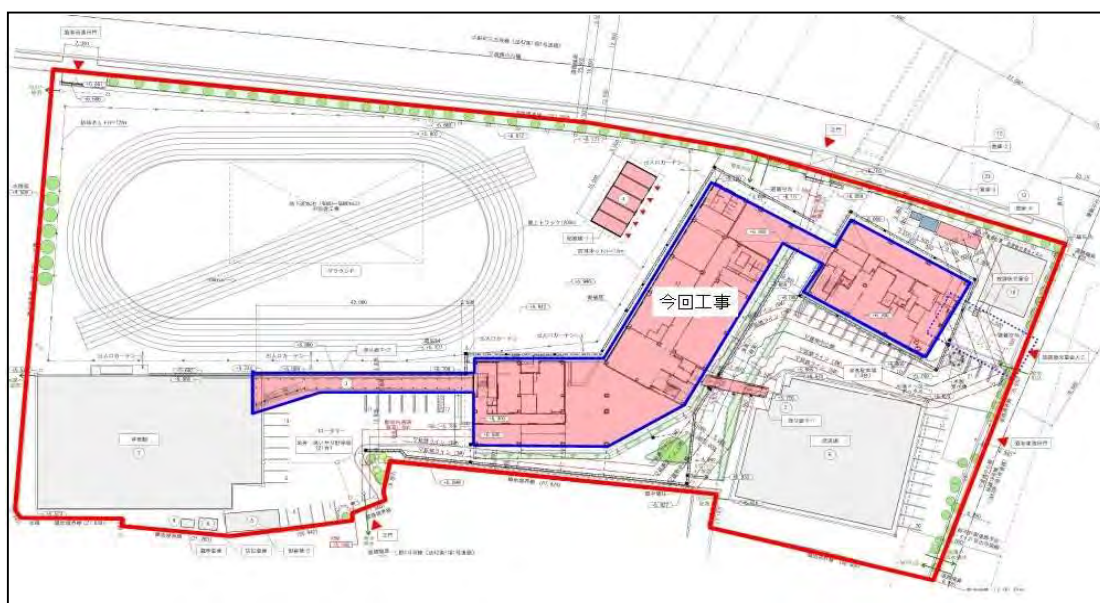
(位置図)

名 称：浜松市立八幡中学校

所在地：浜松市中央区野口町1533番地



拡大図



(第 120 号議案の説明資料)

教育施設課

工事請負契約締結について（浜松市立八幡中学校校舎改築工事（機械設備工事））

(提案理由)

当学校の主要施設は、昭和 33（1958）年築をはじめとした築 60 年超過の棟が多く、老朽化した校舎を建替えることで、将来を見据えた適正な施設機能・規模と、地域活用を見据えた施設の 2 分化を図るため、改築工事（機械設備工事）について工事請負契約を締結するものです。

(工事の概要)

- ・場所 浜松市中央区野口町 1 5 3 3 番地
- ・規模・設備等 校舎棟 鉄骨造 3 階建 延床面積 5, 3 9 1 . 4 2 m²

(工事期間)

本契約成立の日の翌日から令和 10 年 6 月 30 日まで

工 事 の 名 称	工 事 の 概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市立八幡中学校校舎改築工事（機械設備工事）	校舎棟改築工事に伴う機械設備工事一式 ・給排水衛生設備、空調換気設備、その他付帯工事	440,000,000円	制 限 付 一般競争 入 札 (総合評価方式)	浜松市中央区三方原町874 - 5 つばい工業株式会社 代表取締役 坪井 啓隼

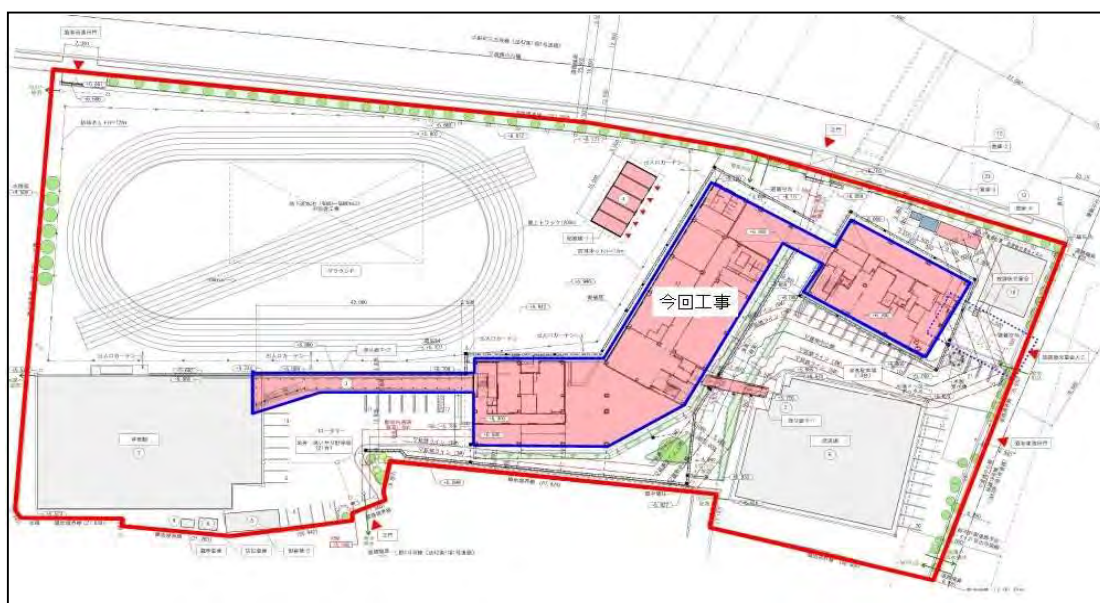
(位置図)

名 称：浜松市立八幡中学校

所在地：浜松市中央区野口町1533番地



拡大図



(第 121 号議案の説明資料)

道路企画課

工事請負契約の一部変更について（令和 6 年度（債務）高規格幹線道路 IC アクセス道路整備国庫補助事業（国）152 号（池島-大原）道路改良工事（第 5 工区 3 号軽量盛土））

(提案理由)

（国）152 号（池島-大原）道路改良工事（第 5 工区 3 号軽量盛土）の工事請負契約については、令和 7 年 2 月の市議会定例会において議決（第 17 号議案）され、令和 9 年 3 月 8 日までの工期で工事を進めています。

中東情勢の影響により、工事に必要となる資材価格が高騰したことから、工事請負金額の増額変更を行うものです。

(工事概要)

- ・ 工事箇所 浜松市天竜区水窪町奥領家 地内
- ・ 工事内容 施工延長 $L = 87.0 \text{ m}$
軽量盛土工（ウレタン） $V = 2,413 \text{ m}^3$

(変更内容)

工事変更請負契約

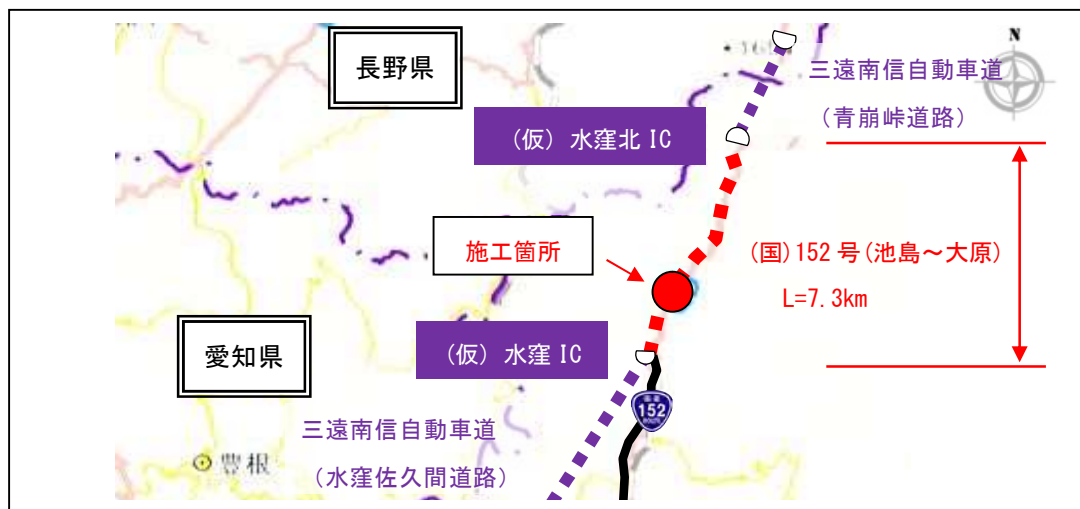
	契約金額
変更前	377,300,000円
変更後	411,427,500円
変更額	34,127,500円

(変更理由)

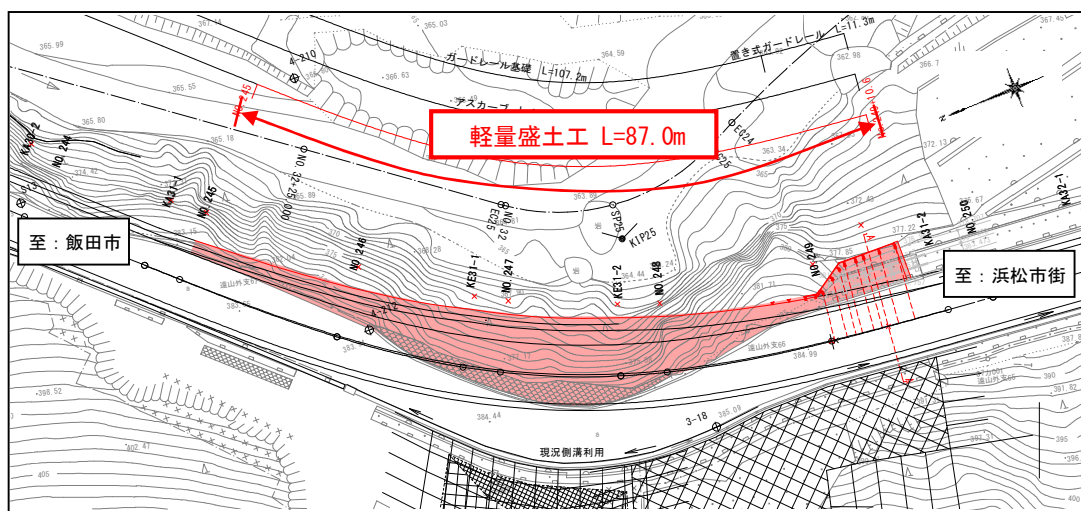
軽量盛土工により、国道 152 号の拡幅を行っておりますが、昨今の中東情勢の変化に伴いナフサを由来とする建設資材である発泡ウレタン材の価格が上昇しており、受注者から協議があったことから、通知「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等の運用について（技術監理課 令和 8 年 7 月 24 日発出）」に基づき、工事請負金額の増額変更を行うものです。

○工事概要図（国）152号（池島～大原）道路改良工事（第5工区3号軽量盛土）

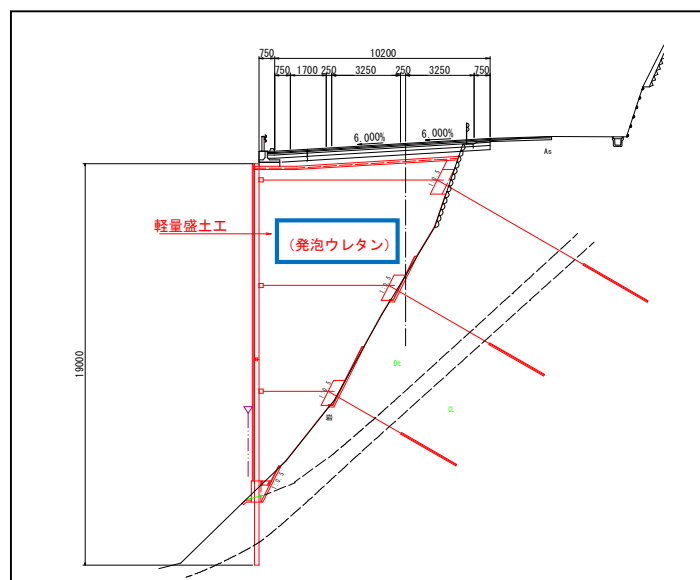
[位置図]



[計画平面図]



[標準断面図]



工事請負契約の一部変更について（令和 6 年度（債務）国県道整備国交付金
事業（社資交）（国）152 号（浜北天竜 BP）道路改良工事）

(提案理由)

（国） 1 5 2 号（浜北天竜 B P）道路改良工事の工事請負契約については、令和 8 年 2 月の市議会定例会において議決（第 2 8 号議案）され、令和 9 年 3 月 1 0 日までの工期で工事を進めています。

工事着手後に発生した事由により切土法面に鉄筋挿入工を追加する必要が生じたことから、工事請負金額の増額変更を行うものです。

(工事概要)

・ 工事箇所	浜松市天竜区二俣町阿蔵 地内	
・ 工事内容	施工延長	L = 3 3 0 . 0 m
	掘削（ICT）（土砂）	V = 6 8 , 7 0 0 m ³
	掘削（軟岩）	V = 6 9 , 2 6 0 m ³
	現場吹付法枠工（枠内：モルタル）	A = 4 , 0 6 7 m ²
	現場吹付法枠工（枠内：植生基材）	A = 1 , 4 8 6 m ²
	鉄筋挿入工	N = 1 5 6 本
	残土処理工（土砂）	V = 3 0 , 0 0 0 m ³
	残土処理工（軟岩）	V = 7 0 , 8 7 0 m ³

(変更内容)

工事変更請負契約

	契約金額
変更前	1, 327, 499, 800円
変更後	1, 347, 221, 700円
変更額	19, 721, 900円

(変更理由)

当初設計における掘削後の切土面（軟岩）の法面工は、枠内モルタル吹付による現場吹付法枠工で施工する予定でしたが、令和 8 年 3 月 3 1 日から 4 月 1 日及び 4 月 4 日から 5 日の豪雨により、施工した切土法面に変状が確認されました。

このため、法面の変状を抑え、道路の安全性を確保するため、当初予定していた現場吹付法枠工に加え、法面对策として鉄筋挿入工（N=1 5 6 本）を追加する必要が生じたことから、工事請負金額の増額変更を行うものです。

○工事概要図_ (国) 152号(浜北天竜B P)道路改良工事

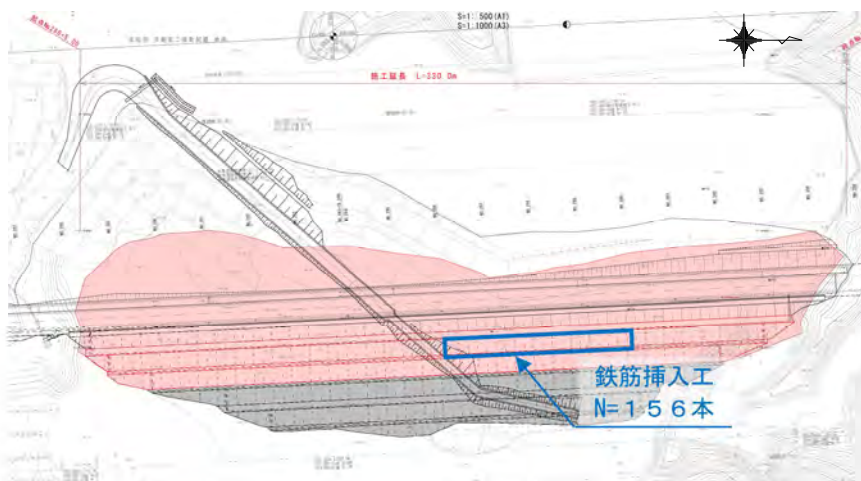
[位置図]



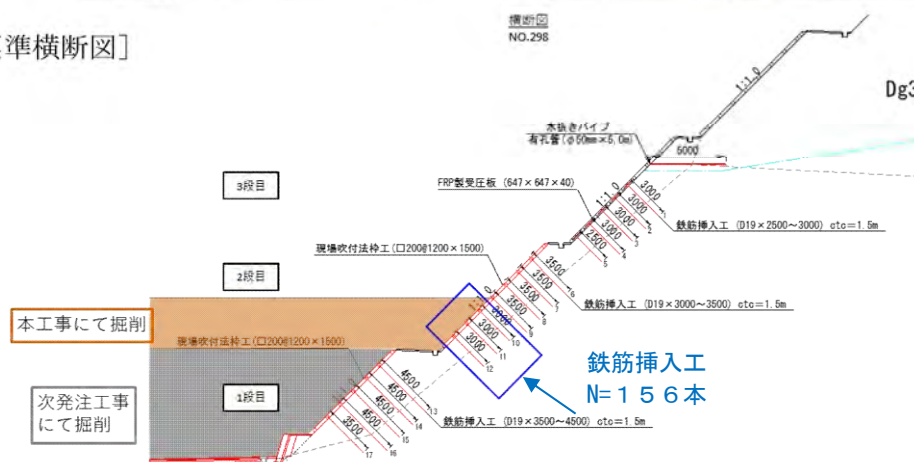
[周辺拡大図]



[計画平面図]



[標準横断面図]



※過年度工事において、3段目小段までの施工が完了。

本工事は、2・3段目法面、1・2段目小段の施工を実施。現在、2段目途中まで掘削完了。

(第 123 号議案の説明資料)

危機管理課

物品購入契約締結について（非常用保存食（アルファ化米））

(提案理由)

大規模災害が発生した場合の対応に備え、備蓄更新計画に基づき備蓄している非常用保存食（アルファ化米）について、賞味期限を迎えるものを更新するため、非常用保存食の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
非常用保存食（アルファ化米）	・ 白米 ・ わかめご飯 計3,200箱 (160,000食分) <個食タイプ>	32,025,996円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区佐藤二丁目24番1号 株式会社スクロール 浜松営業所 所長 鈴木 希昌

(第 124 号議案の説明資料)

危機管理課

物品購入契約締結について（災害用仮設トイレ（洋式・身障者対応型））

(提案理由)

大規模災害時の避難者の健康被害の防止及び指定避難所の環境改善を図るため、各指定避難所に配備する災害用仮設トイレの物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
災害用仮設 トイレ（洋 式・身障者 対応型）	・ W130cm×D155cm× H192cm程度 ・ 数量 200基	85,800,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区佐藤二 丁目24番1号 株式会社スクロール 浜松営業所 所長 鈴木 希昌

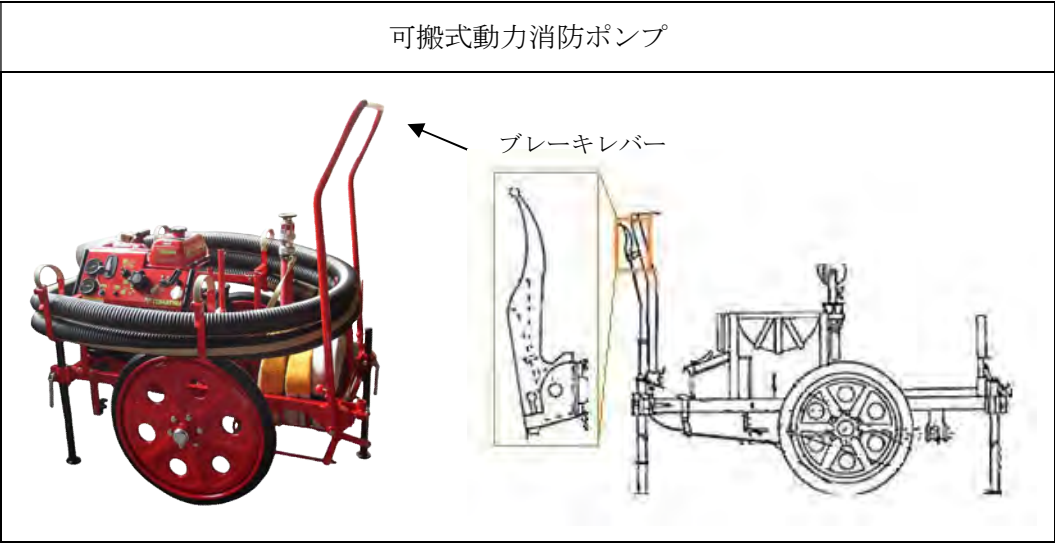
外 観	パ ャ ケ ー ジ
 組 立 寸 法 (概 数) = W130cm × D155cm × H192cm	 梱 包 寸 法 (概 数) = W137cm × D62cm × H192cm

物品購入契約締結について（可搬式動力消防ポンプ）

(提案理由)

自主防災組織による自主的な火災活動による被害の拡大防止を目的に、本市から自主防災隊へ貸与している可搬式動力消防ポンプの老朽化に伴う更新のため、可搬式動力消防ポンプの物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
可搬式動力 消防ポンプ	19組 1組の内訳 ・ポンプ本体（C-1級） ・運搬装置（ドラムブ レーキ搭載）等	31,350,000円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区和田町 701 株式会社日本防火研 究所 代表取締役 市川 智也



(第126号議案の説明資料)

消防総務課

物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）2台）

(提案理由)

浜松市消防団中支団浜松第4分団及び中支団浜松第15分団に配備されている消防ポンプ自動車（CD-I型）を更新するため、消防ポンプ自動車（CD-I型）2台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
消防ポンプ 自動車(CD -I型)2台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・ポンプ性能A-2級	60,940,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式会社 代表取締役 中村 朋行

(第127号議案の説明資料)

消防総務課

物品購入契約締結について（小型動力ポンプ付軽積載車（トラック型） 3 台）

(提案理由)

浜松市消防団北支団引佐第 2 分団、北支団引佐第 3 分団及び北支団引佐第 4 分団に配備されている小型動力ポンプ付軽積載車（トラック型）を更新するため、小型動力ポンプ付軽積載車（トラック型） 3 台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
小型動力ポンプ付軽積載車（トラック型） 3 台	・シャシ 軽トラック型 シングルキャビン ・ポンプ性能B-3級	42,735,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区植松町 1460番地の28 旭産業株式会社浜松 営業所 所長 木下 滋仁

(第128号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－I型
CAFS）3台）

(提案理由)

天竜消防署本署、中消防署曳馬野出張所及び西消防署大平台出張所に配備されている
消防ポンプ自動車（CD－I型CAFS）を更新するため、災害対応特殊消防ポンプ自
動車（CD－I型CAFS）3台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
災害対応特 殊消防ポン プ自動車(C D－I型C A F S) 3台	・シャシ 3トン級 ダブルキャビン付 消防専用シャシ ・水槽 600リットル以上 ・特殊ぎ装 圧縮空気泡消火装置 (CAFS)	206,250,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区馬郡町 1893番地の1 静岡森田ポンプ株式 会社 代表取締役 中村 朋行

(第129号議案の説明資料)

警防課

物品購入契約締結について（高規格救急自動車4台）

(提案理由)

東消防署本署、西消防署庄内出張所、西消防署湖東出張所及び北消防署三ヶ日出張所に配備されている高規格救急自動車を更新するため、高規格救急自動車4台の物品購入契約を締結するものです。

品 名	概 要	契 約 金 額	契約方法	契約者住所氏名
高規格救急 自動車4台	・駆動方式 4WD ・エンジン総排気 量2,400cc以上 ・変速装置 電子制御式4速 オートマチック 以上 ・乗車定員 7人以上	127,600,000円	特 定 調 達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区桓武町226番 地の1 静岡トヨタ自動車株式会 社法人営業部法人営業3課 部長 大澤 明

(第 130 号議案の説明資料)

教育総務課

物品購入契約締結について（小中学校用電子黒板及び移動式スタンド）

(提案理由)

小中学校の特別教室への大型提示装置の導入及び普通教室に配備している機器の更新を行うため、電子黒板及び移動式スタンドの物品購入契約を締結するものです。

品名	概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
電子黒板	・数量 75インチ 120台 65インチ 587台 計707台	104,491,233円	特定調達 契 約 一般競争 入 札	浜松市中央区千歳 町91番地の1 遠鉄システムサー ビス株式会社 代表取締役 佐野 智史
移動式スタ ンド	・数量 707台 小学校91校、中学校45 校、小中一貫校3校、分 校1校、計140校及び教 育センター、教育委員 会事務局に整備			

(第 131 号議案、第 132 号議案の説明資料)

道路保全課

市道路線認定、市道路線変更について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）及び同法第 10 条（路線の廃止又は変更）の規定に基づき、市道の認定・変更を行うため提案するものです。

(提案内容)

市道路線の認定・変更

(延長単位：m)

	路線数	実延長
認 定	12	675.02
変 更	(7)	△706.12
計	12	△31.10

△印はマイナス分、()内は路線数の増減に反映しない路線

令和 8 年度全市域市道道路状況

(延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 8 年 4 月 1 日	23,796	7,580,146.12
認定・変更後	23,808	7,580,115.02

区別路線数及び実延長

(延長単位：m)

	令和 8 年 4 月 1 日		認定・変更後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中央区	14,034	3,929,332.79	14,044	3,929,201.52
浜名区	7,300	2,401,720.54	7,302	2,401,820.71
天竜区	2,478	1,249,092.79	2,478	1,249,092.79

令和 7 年度浜松市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 7 年度浜松市病院事業会計決算（リハビリテーション病院）に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

＊地方公営企業法（抄）

（剰余金の処分等）

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

＊地方公営企業法施行令（抄）

（特定目的の積立金）

第 24 条 法第 32 条第 2 項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 7 年度浜松市病院事業会計決算（リハビリテーション病院）に伴う未処分利益剰余金 46,558,111 円のうち 40,000,000 円を減債積立金に積立て、残余 6,558,111 円を翌年度に繰り越すものです。

1 当年度未処分利益剰余金	46,558,111 円
2 利益剰余金処分額	40,000,000 円
(1) 減債積立金	40,000,000 円
3 翌年度繰越利益剰余金	6,558,111 円

令和 7 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(提案理由)

令和 7 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、提案するものです。

(未処分利益剰余金の処分内容)

令和 7 年度浜松市下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金 3,138,416,524 円のうち 1,300,000,000 円を減債積立金に積立て、1,830,000,000 円を資本金に組入れ、残余 8,416,524 円を翌年度に繰り越すものです。

1	当年度未処分利益剰余金	3,138,416,524 円
2	利益剰余金処分額	3,130,000,000 円
	(1) 減債積立金	1,300,000,000 円
	(2) 資本金	1,830,000,000 円
3	翌年度繰越利益剰余金	8,416,524 円

公有水面埋立について

(提案理由)

静岡県(免許出願人:浜松土木事務所(工事実施主体))が舞阪漁港区域内の公有水面埋立免許出願をしたことに伴い、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、静岡県知事(免許権者:交通基盤部港湾局港湾企画課)から意見を求められ、同法第3条第4項の規定に基づき、本市の意見について議会の議決を求めるものです。

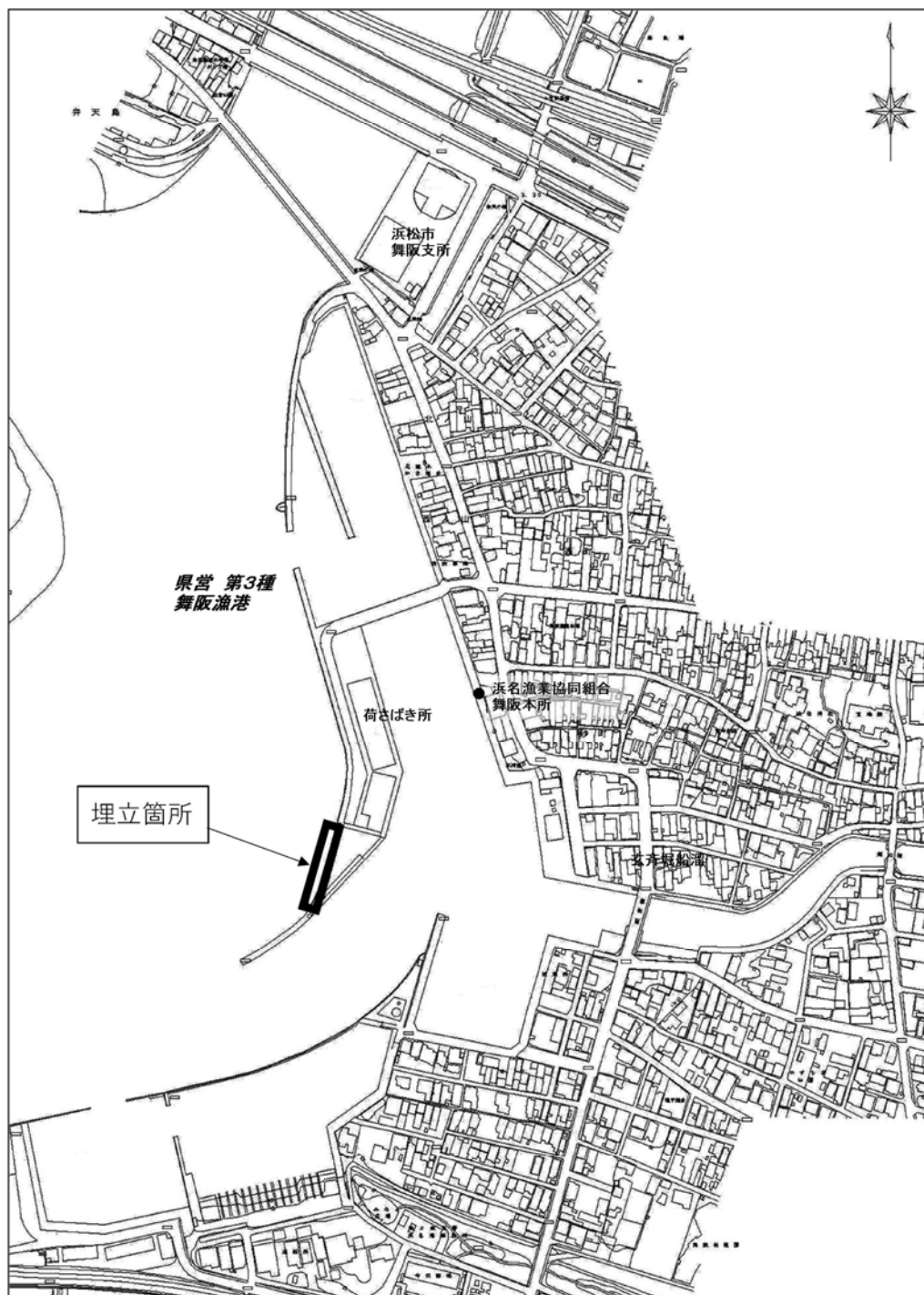
(意見内容)

静岡県(免許出願人:浜松土木事務所(工事実施主体))が施工する中央区舞阪町舞阪の一部公有水面の埋立ては、県が老朽化の著しい舞阪漁港西ノ山護岸の前面部に新たな岸壁を整備することに伴うもので、当該岸壁の新設にかかる公有水面埋立について、静岡県知事(免許権者:交通基盤部港湾局港湾企画課)からの公有水面埋立免許出願に対する浜松市の意見として「本件は本市及び地元漁業者からの要望事業に伴うものであり、漁港施設の整備は災害時における減災および早期復旧につながり、地域住民の暮らしを守ることに直結し、地域水産業ひいては地域経済の発展及び振興に寄与することができる。」ことから、公有水面埋立免許出願に対し「異議がない」旨の意見を述べることとするものです。

(公有水面埋立出願面積)

392.30㎡(位置図のとおり)

位置図



(認第1号から認第3号までの参考資料)

病 院 管 理 課
佐 久 間 病 院
上 下 水 道 総 務 課

令和7年度公営企業会計決算書における決算報告書の決算額と財務諸表の
決算額との差異について

公営企業会計の決算書のうち、決算報告書は、予算に対する決算額を示すため、消費税を含めた執行額を記載しております。また、財務諸表は、企業の経営成績や財産状況を明確にするため、消費税を除いた執行額を記載しています。

従って、決算報告書の決算額と財務諸表の決算額については、消費税分について差異が生じることとなります。

各企業の決算報告書の決算額と財務諸表の決算額における消費税分の差異の内容は、次のとおりです。

(認第1号) 病院事業会計

[収入] 決算報告書の第1款医療センター事業収益 3,865,823,824 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業収益 3,336,616,355 円との差額 529,207,469 円は、預り消費税及び地方消費税 108,969,508 円、消費税還付金 420,237,961 円であります。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業収益 4,412,082,442 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業収益 4,399,400,553 円との差額 12,681,889 円は、預り消費税及び地方消費税 12,681,889 円であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業収益 1,230,697,430 円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業収益 1,226,946,732 円との差額 3,750,698 円は、預り消費税及び地方消費税 3,750,698 円であります。

[支出] 決算報告書の第1款医療センター事業費用 4,512,475,368 円と、収益費用明細書の第1款医療センター事業費用 4,512,475,368 円との差額は生じておりませんが、これは仮払消費税及び地方消費税 22,568,331 円の全額が医業外費用に計上した控除対象外消費税であったためです。

決算報告書の第2款リハビリ病院事業費用 4,312,171,894 円と、収益費用明細書の第2款リハビリ病院事業費用 4,299,490,005 円との差額 12,681,889 円は、仮払

消費税及び地方消費税 363,576 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 151,987 円を減じ、消費税納税額 12,470,300 円を加えた額であります。

決算報告書の第3款佐久間病院事業費用 1,178,731,072 円と、収益費用明細書の第3款佐久間病院事業費用 1,174,980,374 円との差額 3,750,698 円は、仮払消費税及び地方消費税 30,136,796 円から医業外費用に計上した控除対象外消費税 27,951,898 円を減じ、消費税納税額等 1,565,800 円を加えた額であります。

(認第2号) 水道事業会計

[収入] 決算報告書の第1款水道事業収益 13,501,942,015 円と、収益費用明細書の第1款水道事業収益 12,437,245,688 円との差額 1,064,696,327 円は、預り消費税及び地方消費税 1,041,060,238 円から不納欠損等に係る消費税 1,018,519 円を減じ、消費税還付額 23,321,220 円及び翌年度に係る収入額 1,333,388 円を加えた額であります。

[支出] 決算報告書の第1款水道事業費用 12,594,572,515 円と、収益費用明細書の第1款水道事業費用 12,113,836,432 円との差額 480,736,083 円は、仮払消費税及び地方消費税 542,702,063 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 66,741,380 円を減じ、消費税納税額 3,941,400 円及び特別損失に計上した過年度に係る支出額 834,000 円を加えた額であります。

(認第3号) 下水道事業会計

[収入] 決算報告書の第1款下水道事業収益 20,781,450,809 円と、収益費用明細書の第1款下水道事業収益 19,863,242,857 円との差額 918,207,952 円は、預り消費税及び地方消費税 919,203,217 円から不納欠損等に係る消費税 995,265 円を減じた額であります。

[支出] 決算報告書の第1款下水道事業費用 18,991,727,255 円と、収益費用明細書の第1款下水道事業費用 18,556,057,953 円との差額 435,669,302 円は、仮払消費税及び地方消費税 315,695,534 円から営業外費用に計上した消費税及び地方消費税雑支出 71,420,532 円を減じ、消費税納税額等 191,394,300 円を加えた額であります。